

2021年4月9日

株 主 各 位

東京都台東区上野一丁目16番5号

株式会社 アマガサ

代表取締役社長 早 川 良 一

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面による事前の議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年4月26日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2021年4月27日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 4階 飛翔の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | | 1. 第31期（2020年2月1日から2021年1月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第31期（2020年2月1日から2021年1月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第 1 号 議 案 | | 定款一部変更の件 |
| 第 2 号 議 案 | | 第三者割当による第2回新株予約権発行の件 |
| 第 3 号 議 案 | | 取締役4名選任の件 |
| 第 4 号 議 案 | | 監査役1名選任の件 |
| 第 5 号 議 案 | | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.amagasa-co.com/>）に掲載しております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット

上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.amagasa-co.com/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本総会におきましては以下の運営とさせていただきます。

株主の皆様におかれましては、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ・株主総会の議決権行使は、可能な限り郵送（議決権行使書面）にて事前行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願いいたします。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況等により、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。
- ・株主様同士の座席の間隔を拡げるため、ご用意できる座席数に限りがあり、当日ご来場いただいた株主様全員がご入場いただけない可能性がございます。
- ・ご来場の株主様は当日の状況やご自身の体調をお確かめの上、マスクの着用をお願いいたします。
- ・会場受付付近でアルコール消毒液を配備いたしますので、ご入場前に手指消毒をお願いいたします。
- ・体調不良と見受けられる株主様は、運営係員がお声がけをさせていただく場合がございます。
- ・株主総会に出席する取締役、監査役及び運営係員は、マスクを着用してご対応させていただきます。
- ・当日は開催時間短縮のため、報告事項及び決議事項のご説明を例年より短縮させていただきますので、あらかじめ本招集ご通知をご確認いただきますようお願いいたします。
- ・今後の状況の変化等により、株主総会の運営について重大な変更が生じる場合、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.amagasa-co.com/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2020年2月1日から
2021年1月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における婦人靴業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、2020年4月及び2021年1月に発令された緊急事態宣言により営業時間の短縮や営業の自粛を余儀なくされ、消費者の購買意欲も停滞するなど、極めて厳しい経営環境が続いています。

このような状況下において、当社グループにおきましては、前々連結会計年度において、重要な親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、金融機関からの新たな資金調達が困難となったことから再建計画を策定し、「連結注記表1. 継続企業の前提に関する注記」に記載のとおり当該状況解消に向けての取り組みを実施しております。しかしながら、前述の新型コロナウイルス感染症の影響により事業再建のための企業改革は立ち上がりから苦難を強いられ、卸売事業における取引先への売上高及び小売事業における店舗売上高が激減したため、徹底的な経費の削減、希望退職者の募集、規模縮小を前提とした本社移転など、さらなる経営合理化に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度につきましては、売上高2,385百万円(前年同期比50.3%減)、営業損失788百万円(前年同期は266百万円の営業損失)、経常損失801百万円(前年同期は275百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失786百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失254百万円)となりました。

当連結会計年度におけるセグメントの経営成績は以下のとおりであります。

(卸売事業)

卸売事業におきましては、ラッピングカーによる販売など新たな施策を展開しながらも、お取引先における事業の縮小や与信管理の厳格化等を踏まえ、事業規模を縮小させる方針で取り組み売上高は470百万円(前年同期比62.5%減)、営業利益は13百万円(同92.4%減)となりました。

(小売事業)

小売事業におきましては、当連結会計年度中の2度の緊急事態宣言による営業時間の短縮や客足の鈍化が影響し、特に都心部の店舗を中心に売上の減少が続きました。新規出店はなく、イオンモール水戸内原店、シャポー小岩店等、

他5店舗を閉店いたしました。これにより当連結会計年度の末日である1月31日現在における直営店舗数は29店舗となりました。

これらの結果、小売事業における売上高は1,431百万円(前年同期51.8%減)、営業損失は262百万円(前年同期は営業利益126百万円)となりました。

(EC事業)

自社オンラインサイトでは、マスクやエコバッグのプレゼントキャンペーン、I G T V (インスタグラムの動画配信機能)・SNS上でのコミュニケーション強化、広告施策の強化などにより、売上高は前年同期比20.1%増となりましたが、他モール販売での落ち込みを補うには至らず、セグメント全体での売上高は483百万円(前年同期比16.3%減)、営業利益は66百万円(同16.7%減)となりました。なお、株主優待制度の利用者へのアンケート調査を進め、コア顧客層からの意見を販売戦略に反映させる取り組みを始めたほか、JELLY BEANSからのコラボレーションラインとして展開する「JB LINE (ジェービーライン)」の第一弾「JB AKINO (ジェービーアキノ)」を発売するなど、今後の自社オンラインサイトでの売上拡大に向けた取り組みを強化しました。

事業別売上高

事業区別	第30期 (2020年1月期)		第31期(当連結会計年度) (2021年1月期)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
	千円	%	千円	%
卸売事業	1,255,067	26.1	470,419	19.7
小売事業	2,970,881	61.9	1,431,610	60.0
EC事業	577,591	12.0	483,298	20.3
合 計	4,803,540	100.0	2,385,328	100.0

直営店舗の状況（2021年1月31日現在）

所 在 地	店 舗 名
東北地方	JELLY BEANS イオンモール名取店（宮城県名取市）
関東地方	JELLY BEANS 有楽町マルイ店（東京都千代田区） 他12店舗
中部地方	JELLY BEANS イオンモール浜松志都呂店 （浜松市西区） 他2店舗
近畿地方	JELLY BEANS ビオレ姫路店（兵庫県姫路市） 他5店舗
中国・四国地方	JELLY BEANS アルパーク広島店（広島市西区） 他2店舗
九州・沖縄地方	JELLY BEANS ゆめタウン佐賀店（佐賀県佐賀市） 他2店舗

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、18百万円の設備投資を実施いたしました。

その主な内容は、基幹システム及びECサイト等の改修によるソフトウェア10百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、長期借入金により300百万円及び新株予約権の行使により456百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 28 期 (2018年 1 月期)	第 29 期 (2019年 1 月期)	第 30 期 (2020年 1 月期)	第 31 期 (当連結会計年度) (2021年 1 月期)
売 上 高 (千円)	5,902,303	5,281,942	4,803,540	2,385,328
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	△80,500	△825,271	△254,407	△786,527
1 株 当 た り 当期純損失 (△) (円)	△43.20	△442.93	△136.54	△254.15
総 資 産 (千円)	4,632,405	3,718,882	2,459,697	1,372,735
純 資 産 (千円)	1,511,522	662,200	392,478	66,053
1株当たり純資産額 (円)	811.25	355.41	210.64	17.89

- (注) 1. 当社では、第31期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しております。なお、第30期以前につきましては「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。
2. 1株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
天笠靴業（上海）有限公司	300千ドル	100.0%	中国からの商品調達

(4) 対処すべき課題

当社は、抜本的な改善を実行するため以下の課題に対し重点的に取り組んでまいります。

1. 全社、機能、セグメント毎の計画策定とアクションプランの立案、プロセス管理と実行

成功体験に依拠した手法を根本的に見直し、外部環境を踏まえた中期の戦略を策定し、更に、具体的なアクションプランを立案した上で、プロセス管理を実行してまいります。

2. 成長エンジンとしてのEC事業の強化と収益性の向上

ECでの販売に親和性を高めた既存ブランドのリブランディングとプロモーションを実施し、WEB広告（リスティング、アフィリエイト）、インターネット検索サイトでのヒット率向上策、SNS等によるインフルエンサーマーケティングを強化することで自社ECサイトでより多くの顧客を獲得してまいります。またSNS等でのコーディネート提案や自社ECサイトでのイベント時期に合わせた特設ページの展開等の更新頻度を高め訪問者を増加させることにより、売上高の増加につなげてまいります。

3. 店舗特性に合わせた戦略策定と店舗統廃合、出店計画

店舗特性に合わせた戦略策定と店舗統廃合、出店候補の検討を実行いたします。

出店エリアや出店先商業施設の顧客特性の変化に対する感受性を高め、「JELLY BEANS」ブランドを店舗特性に応じて戦略を策定し展開してまいります。あわせて、当連結会計年度では7店舗を閉店しましたが、引き続き赤字店舗の損失削減を進めてまいります。また経年による劣化や陳腐化が認められる店舗には適切なリニューアルを実施してまいります。

4. 在庫一元管理とチャネル連携によるオムニチャネル化体制の構築

小売及びEC事業の物流の外部委託を実行し、在庫一元管理が進んだことに伴い、今後は在庫システムと商品データベースの連携をより強化し、自社EC及び店頭での効率的な在庫運用を進めてまいります。また小売店の店頭ではPOSレジの刷新や機能向上、導線分析システムの導入を計画しており、蓄積される顧客情報を活用した提案型の顧客サービスを強化し、自社ECと実店舗間での相互送客を実現するオムニチャネル化体制構築を進めてまいります。これらの小売とECの連携強化により、販売ロスの抑制、顧客満足度の向上、売上高の増加につなげてまいります。

5. ブランド統廃合とチャネル戦略に合わせたブランド展開

当社グループの主力ブランドであるJELLY BEANSの営業戦略とマーケティング戦略を明確にしてまいります。JELLY BEANSを主幹ブランドとし、派生する新ブランドの確立やコラボレーションラインの開発など、機能性や素材に拘りをもった付加価値の高い商品を提供してまいります。これらの営業戦略及びマーケティング戦略を適正なチャネルで展開することにより、売上高の増加を図ってまいります。

6. 原価率の圧縮と粗利率の向上を実現する仕入施策（海外生産商品の活用）の推進

マーケット特性や顧客志向に合わせた商品開発を鮮明化し、原価率の低い海外生産商品比率を高めることで、原価率の圧縮を進めるとともに豊富なデザイン性

の維持を図ってまいります。

7. 日本ブランドを活用したアジア市場への参入

2020年1月31日の取締役会において決議をした第三者割当による第1回新株予約権の発行における割当先である株式会社ストライダーズの有するネットワークを活用することで、以前から重要性を認識していた海外市場のマーケティングを展開してまいりました。2020年10月には業容の拡大を図り業務提携を行った現地パートナーによるインドネシアでの市場調査が完了し、テスト販売に向け施策を構築している途上にあります。また、越境ECとして台湾へ改めて市場参入するなど、より多くのアジア市場での展開を進め、日本ブランドとしての商品の販路拡大と価値向上を目指すことで売上高の増加につなげてまいります。

8. セグメント毎の収益性の改善、パフォーマンスに合わせた人員見直し

セグメント毎の最適人員の見直し等を行い、収益性の改善を目指してまいります。小売事業では、エリア戦略と販売戦略の観点から直営店、百貨店と分かれていたグループを統合して全社での業務フローの改善を図ります。また、全社的なトレーニングプログラムを設定し、実行していくことにより、店舗のパフォーマンスを向上させ、売上高の増加につなげてまいります。EC事業においては、自社サイトにてコーディネート提案や特設ページを設ける等、更新頻度を高めることにより訪問者数を増加させ、売上高の増加につなげてまいります。

9. 固定費の削減

積極的な人員整理に加え、配置転換等による人的資源の再配分を行いさらなる人件費の圧縮及び徹底的な経費の削減、規模縮小を前提とした本社移転など、さらなる経営合理化を行ってまいります。

10. 資産の処分と有利子負債の圧縮による財務健全化

本社機能の圧縮及び物流業務の外部委託等に伴い、前連結会計年度において、所有していたショールームビル、第2ビル、第3ビル及びその他の余剰不動産を売却し、有利子負債の圧縮及びキャッシュ・フローの改善を実施してまいりました。また、当連結会計年度において、本社ビルの土地と建物を譲渡しており、引き続き有利子負債の圧縮及びキャッシュ・フローの改善を図ってまいります。

11. 財務基盤の安定化

金融機関からは、借入金の返済期限について条件変更契約を締結する等の支援を受けております。取引金融機関と緊密な関係を維持し、継続的にご支援いただけるよう対応してまいります。また、2020年1月31日開催の取締役会における第三者割当による新株予約権の発行の決議に基づき、2020年2月17日に当該新株予

約権の発行価額の総額の払込が完了し、同年３月、７月、１０月、１２月及び２０２１年２月に当該新株予約権について権利行使が行われました。残りの新株予約権の権利行使についても割当者と協議中であります。また、２０２０年７月末には既存取引金融機関より新たに運転資金として３００百万円の借入を実行いたしました。これら調達資金の有効な活用を行い、営業収支のさらなる改善に努め財務基盤の強化と金融機関との取引正常化に取り組んでまいります。

詳細につきましては、「連結注記表」、「個別注記表」の「１．継続企業の前提に関する注記」をご参照ください。株主の皆様におかれましても、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（２０２１年１月３１日現在）

当社は、ノンレザー素材を用いたカジュアル婦人靴のデザイン・企画及び小売、卸売を主な事業としております。

自社企画商品である「JELLY BEANS」（ジェリービーンズ）等のオリジナルブランドを冠したカジュアルノンレザー婦人靴を、実店舗やWEB通販による小売販売、他卸売販売をしております。

(6) 主要な営業所及び工場（２０２１年１月３１日現在）

事業所名	所在地
本社	東京都台東区
直営小売店舗	東京都千代田区、他２８店舗

(7) 従業員の状況（２０２１年１月３１日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
１０８名	１５名減	３６．３歳	８．０年

（注）従業員数は、役員を除く期末就業人員数であり、役員及び使用人兼務取締役を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（２０２１年１月３１日現在）

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	３００，０００千円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	２１８，６５９
株式会社みずほ銀行	２０６，３１５
株式会社三井住友銀行	１１６，３１１
朝日信用金庫	１６，１７２

2. 株式の状況（2021年1月31日現在）

- | | | |
|----------------|------------|-----------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 6,400,000株 | |
| (2) 発行済株式の総数 | 3,650,000株 | （うち自己株式56,848株） |
| (3) 株主数 | 9,944名 | |
| (4) 大株主（上位10名） | | |

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
天笠 悦藏	620,300株	17.26%
マイルストーン・キャピタル・マネジ メント株式会社	600,000	16.70
株式会社ストライダーズ	500,000	13.92
天笠 民子	119,400	3.32
天笠 竜藏	76,400	2.13
安西 彩子	60,000	1.67
天笠 咲子	60,000	1.67
株式会社ジオブレイン	50,000	1.39
楽天証券株式会社	26,700	0.74
合田 節子	20,000	0.56

- (注) 1. 当社は自己株式を56,848株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第三位を四捨五入しております。
3. 当事業年度中に第1回新株予約権の行使により、発行済株式の総数が1,730,000株増加しております。
4. 当事業年度の末日後の2021年2月25日に第1回新株予約権の行使により、発行済株式の総数が120,000株増加し3,770,000株となっております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社の役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

2020年1月31日の取締役会決議に基づき発行した第1回新株予約権

割当日	2020年2月17日
新株予約権の総数	3,500,000個
発行価額	総額3,500,000円（新株予約権1個につき1円）
行使価額	1株当たり264円（固定）
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に 1,300,000個（1,300,000株分）、株式会社ストライダーズに 2,200,000個（2,200,000株分）
行使期間	2020年2月17日から2022年2月16日
その他	① 行使条件 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 また、本新株予約権の一部行使はできない。 ② 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

（注）上記の個数は発行時の個数であり、当事業年度中及び2021年2月25日の権利行使後の残存新株予約権数は、株式会社ストライダーズ保有分が1,650,000個（1,650,000株相当）であり、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は保有しておりません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年1月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	早川良一	M&Aグローバル・パートナーズ株式会社代表取締役 株式会社トラストアドバイザーズ取締役 モバイルリンク株式会社取締役 有限会社増田製麺取締役 成田ゲートウェイホテル株式会社代表取締役 株式会社倉敷ロイヤルアートホテル代表取締役 PT. CITRA SURYA KOMUNIKASI 取締役 株式会社みらい知的財産技術研究所取締役 株式会社ストライダーズ取締役会長
取締役	市川裕二	管理系業務担当財務経理部長
取締役	高橋隆行	
取締役	新井雄一郎	株式会社YK Asset Solutions代表取締役 成田空港商事株式会社取締役
常勤監査役	池田かおる	税理士法人audience業務執行社員
監査役	遠野栄治	
監査役	塩月潤道	株式会社サニクリーン監査室室長

- (注) 1. 取締役新井雄一郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役遠野栄治氏及び塩月潤道氏は、社外監査役であります。
3. 監査役池田かおる氏は、税理士の資格を有しており、また過去に公認会計士登録の経歴があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役新井雄一郎氏、社外監査役遠野栄治氏及び塩月潤道氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度における取締役の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
早川良一	—	代表取締役社長	2020年4月28日
高橋隆行	—	取締役	2020年4月28日
新井雄一郎	—	取締役	2020年4月28日

6. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
永 井 英 樹	2020年4月28日	任期満了	代表取締役社長
鈴 木 親	2020年4月28日	任期満了	取締役
島 村 登	2020年4月28日	任期満了	取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額までに限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。なお、保険料は被保険者が一部負担しております。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役及び監査役です。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	7名	11,124千円
監 査 役	3名	4,200千円
合 計	10名	15,324千円

- (注) 1. 上記には2020年4月28日をもって退任した取締役3名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年3月29日開催の第16回定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2005年3月28日開催の第15回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	新 井 雄一郎	株 式 会 社 YK Asset Solutions代表取締役 成田空港商事株式会社取締役	特別の関係はありません。
監査役	塩 月 潤 道	株式会社サニクリーン監査室室長	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況
取締役	新 井 雄一郎	14回中14回	—	これまでに経営戦略の企画・立案及び税務の実務に従事した幅広い経験と知見から、適宜必要な発言を行っております。
監査役	遠 野 栄 治	19回中18回	13回中12回	長年にわたる内部監査業務の豊富な経験から、適宜必要な発言を行っております。
	塩 月 潤 道	19回中17回	13回中13回	金融機関における長年の豊富な実務経験を活かし、財務・会計の専門的な知見から適宜必要な発言を行っております。

(注) 取締役新井雄一郎氏は2020年4月28日開催の第30回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は14回であります。

③ 報酬等の総額

当事業年度における社外役員（3名）への報酬等の総額は、3,600千円であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 海南監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,600千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人の解任を検討し、必要であると判断した場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、社会倫理・法令・社内規程を遵守するとともに、その精神を重視した適正かつ健全な企業活動を行う。
- ② 「コンプライアンス規程」等諸規程を整備・改定し、社長直轄内部監査室及び社外を含む監査役を選任することにより、問題がある部署の改善と取締役の職務執行に対する監査機能の維持・向上に努める。
- ③ コンプライアンスを重要なテーマとして、取締役をメンバーとしたコンプライアンス委員会を適宜開催し、その委員会において各法令事項等について教育、研修し、社員へのフィードバックに努める。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 稟議書、取締役会等の意思決定に係る情報は、「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、その保存媒体に応じ適切な状態で記録・保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理の基本的事項を「リスク管理基本規程」に定め、同規程に基づき、当社及び子会社のリスク管理体制を構築する。
- ② 経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、原則として週1回社長が主宰する「経営会議」等によりその重要度を評価し、対策を検討する。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、顧問弁護士を含む外部アドバイザーとともに迅速な対応を行い、損害を最小限度に止める体制を整える。
- ④ 監査役及び内部監査室は、当社及び子会社の各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を社長に報告し、取締役会で定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ⑤ 企業不祥事が発生した場合、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止に努める。
- ⑥ 専門部署の設置により、品質管理の徹底を図る。
- ⑦ 災害等の発生に備えて、防災用品の備置や防災管理規程及び防災マニュアルの整備等を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会において、当社及び子会社の年次経営計画に基づく各事業部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われているかを分析し、それを評価することにより事業活動の達成・改善を図る。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 取締役会が監査役と協議の上、これを指名することとする。同使用人の指揮は、監査役が行い、評価、人事異動、給与等の改定は、監査役の同意を得た上で決定することで、監査役の指示の実効性及び取締役からの独立性を確保する。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める。
- ② 当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社の信用を著しく低下させる事項及び業務または業績に重大な影響を与える事項について、内部通報制度を通じてなど、直ちに監査役に報告し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ③ 前項の報告者に対し、報告を理由とした如何なる不利益取扱いを行ってはならない旨を「公益通報者保護規程」に定め、運用を徹底する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、当該請求が適正でない場合を除き、適切に処理を行う。
- ② 内部監査室や監査法人とも情報交換を行い、連携し監査を有効に行う体制を確保する。

(8) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 「企業倫理指針」において、社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度を取り、一切の関係を遮断すると定め、不当要請等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応する。
- ② 反社会的勢力排除活動の推進体制は、総務部を対応統括部署として不当要求防止責任者を設置し、被害防止に向けた体制整備に努める。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 内部統制システム構築の基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- ② 仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば、必要な是正措置を行い、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保する。

(10) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の経営については、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
- ② 当社の内部監査室による内部監査において、子会社におけるリスクマネジメント、業務の効率化と法令遵守が徹底されているか、検証を行う。
- ③ 子会社は、四半期毎に当社の取締役会に営業報告を行う。

運用状況の概要

1. 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システムの全般的な状況は、当社の経営企画室が中心となり、重要な不備が存在していないか常時モニタリングにより点検し適切な運用が行えるよう取り組んでおります。

また、同部門が中心となって金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

2. コンプライアンス

法令違反・不正行為等の早期発見、発生の回避を目的として、公益通報者保護規程の見直しを実施し、ヘルプラインとして内部通報制度を設置しております。当該制度については、全社に告知し周知を図り、取締役及び監査役並びに使用人の全員が法令遵守のマインドをもって執務できるよう体制を整備しております。

また、相談内容が常勤監査役に報告される体制、通報を行った者が不利益取扱いを受けない体制を規定し、運用を推進しております。

3. リスク管理

経営に関する重大な損失または不利益等を管理するためリスク管理基本規程を制定し、リスクの存在、把握、評価、対応策の検討を経営会議等により不断の検証、管理を行っております。

また、社内システムを有効に活用し、迅速な情報の共有はもとより、不測の事態に対応する体制の構築に努めております。

4. 企業集団の経営管理

当社の企業集団を組成する子会社の経営管理については、その経営状態、経理の状況について四半期毎に当社の取締役会に報告を行い、当社の管理本部及び経営企画室が統括的な管理を行っております。

7. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年 1 月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,246,217	流 動 負 債	864,494
現 金 及 び 預 金	875,114	支払手形及び買掛金	29,801
受取手形及び売掛金	221,017	電 子 記 録 債 務	91,835
商 品 及 び 製 品	129,871	短 期 借 入 金	206,315
そ の 他	20,613	一年内返済予定の長期借入金	312,502
貸 倒 引 当 金	△400	リ ー ス 債 務	13,475
固 定 資 産	126,517	未 払 金	150,150
有 形 固 定 資 産	—	未 払 法 人 税 等	7,697
無 形 固 定 資 産	67	返 品 調 整 引 当 金	1,600
そ の 他	67	事業構造改善引当金	33,585
投資その他の資産	126,449	そ の 他	17,531
投 資 有 価 証 券	2,052	固 定 負 債	442,186
差 入 保 証 金	117,782	長 期 借 入 金	338,640
そ の 他	6,615	リ ー ス 債 務	14,331
資 産 合 計	1,372,735	退職給付に係る負債	85,410
		そ の 他	3,804
		負 債 合 計	1,306,681
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	51,222
		資 本 金	537,325
		資 本 剰 余 金	459,825
		利 益 剰 余 金	△874,851
		自 己 株 式	△71,076
		その他の包括利益累計額	13,060
		そ の 他 有 価 証 券	△700
		評 価 差 額 金	
		為 替 換 算 調 整 勘 定	13,761
		新 株 予 約 権	1,770
		純 資 産 合 計	66,053
		負債及び純資産合計	1,372,735

連結損益計算書

(2020年2月1日から
2021年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,385,328
売上原価		1,357,864
売上総利益		1,027,463
販売費及び一般管理費		1,815,639
営業損失		788,176
営業外収益		
受取利息	331	
受取配当金	155	
助成金収入	31,608	
受取給付金	8,000	
その他の	1,831	41,927
営業外費用		
支払利息	10,750	
新株予約権発行費	31,181	
退店違約金	8,374	
その他の	4,497	54,802
経常損失		801,050
特別利益		
固定資産売却益	129,005	129,005
特別損失		
減損損失	28,334	
事業構造改善引当金繰入額	33,585	
臨時休業による損失	45,468	107,388
税金等調整前当期純損失		779,433
法人税、住民税及び事業税	7,094	7,094
当期純損失		786,527
親会社株主に帰属する当期純損失		786,527

連結株主資本等変動計算書

（ 2020年2月1日から
2021年1月31日まで ）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2020年2月1日 期首残高	308,100	230,600	△88,323	△71,057	379,318
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行	229,225	229,225			458,450
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△786,527		△786,527
新株予約権の発行					
自己株式の取得				△18	△18
株主資本以外の項目 の当連結会計年度中の 変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	229,225	229,225	△786,527	△18	△328,095
2021年1月31日 期末残高	537,325	459,825	△874,851	△71,076	51,222

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計		
2020年2月1日 期首残高	△129	13,289	13,160	—	392,478
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行				△1,730	456,720
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）					△786,527
新株予約権の発行				3,500	3,500
自己株式の取得					△18
株主資本以外の項目 の当連結会計年度中の 変動額（純額）	△570	471	△99		△99
当連結会計年度中の変動額合計	△570	471	△99	1,770	△326,425
2021年1月31日 期末残高	△700	13,761	13,060	1,770	66,053

貸 借 対 照 表

(2021年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,209,176	流 動 負 債	864,473
現金及び預金	837,401	電 子 記 録 債 務	91,835
受 取 手 形	56,288	買 掛 金	29,875
売 掛 金	164,728	短 期 借 入 金	206,315
商品及び製品	131,132	一年内返済予定の長期借入金	312,502
前 払 費 用	13,585	リ ー ス 債 務	13,475
そ の 他	6,438	未 払 金	150,150
貸倒引当金	△400	未 払 費 用	7
固 定 資 産	155,048	未 払 法 人 税 等	7,602
有形固定資産	—	前 受 金	990
無形固定資産	—	預 り 金	7,307
投資その他の資産	155,048	返品調整引当金	1,600
投資有価証券	2,052	事業構造改善引当金	33,585
関係会社出資金	28,599	そ の 他	9,226
差入保証金	117,782	固 定 負 債	442,186
そ の 他	6,615	長 期 借 入 金	338,640
資 産 合 計	1,364,225	リ ー ス 債 務	14,331
		資産除去債務	3,804
		退職給付引当金	85,410
		負 債 合 計	1,306,660
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	56,495
		資 本 金	537,325
		資 本 剰 余 金	459,825
		資 本 準 備 金	459,825
		利 益 剰 余 金	△869,577
		その他利益剰余金	△869,577
		別 途 積 立 金	68,035
		繰越利益剰余金	△937,612
		自 己 株 式	△71,076
		評価・換算差額等	△700
		そ の 他 有 価 証 券	△700
		評 価 差 額 金	△700
		新 株 予 約 権	1,770
		純 資 産 合 計	57,565
		負債及び純資産合計	1,364,225

損 益 計 算 書

(2020年 2 月 1 日から)
(2021年 1 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,385,321
売 上 原 価		1,366,041
売 上 総 利 益		1,019,280
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,804,463
営 業 損 失		785,183
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	171	
助 成 金 収 入	31,608	
受 取 給 付 金	8,000	
そ の 他	1,772	41,553
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,750	
新 株 予 約 権 発 行 費	31,181	
退 店 違 約 金	8,374	
そ の 他	4,638	54,944
経 常 損 失		798,574
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	129,005	129,005
特 別 損 失		
減 損 損 失	28,334	
事 業 構 造 改 善 引 当 金 繰 入 額	33,585	
臨 時 休 業 に よ る 損 失	45,468	107,388
税 引 前 当 期 純 損 失		776,956
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,377	7,377
当 期 純 損 失		784,334

株主資本等変動計算書

(2020年2月1日から
2021年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資 本 剰 余 金 合 計	その他利益剰余金		
				別 積	途 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
2020年2月1日期首残高	308,100	230,600	230,600	68,035	△153,278	△85,243
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額						
新 株 の 発 行	229,225	229,225	229,225			
当 期 純 損 失 (△)					△784,334	△784,334
新 株 予 約 権 の 発 行						
自 己 株 式 の 取 得						
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)						
当事業年度中の変動額合計	229,225	229,225	229,225	—	△784,334	△784,334
2021年1月31日期末残高	537,325	459,825	459,825	68,035	△937,612	△869,577

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2020年2月1日期首残高	△71,057	382,398	△129	△129	—	382,269
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額						
新 株 の 発 行		458,450			△1,730	456,720
当 期 純 損 失 (△)		△784,334				△784,334
新 株 予 約 権 の 発 行					3,500	3,500
自 己 株 式 の 取 得	△18	△18				△18
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)			△570	△570		△570
当事業年度中の変動額合計	△18	△325,902	△570	△570	1,770	△324,703
2021年1月31日期末残高	△71,076	56,495	△700	△700	1,770	57,565

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年3月30日

株式会社アマガサ
取締役会 御中

海南監査法人

東京都渋谷区

指定社員 公認会計士 溝口俊一 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 仁戸田 学 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アマガサの2020年2月1日から2021年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アマガサ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2016年1月期以降、継続的な売上高の減少傾向にあり、当連結会計年度においても新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を強く受けたことが重なり、営業損失788,176千円及び親会社株主に帰属する当期純損失786,527千円を計上し、引き続き金融機関から借入金の返済期限について条件変更契約を締結する等の支援を受けている状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 重要な後発事象(1)に記載されているとおり、2021年2月25日に第1回新株予約権の一部行使が行われた。
2. 重要な後発事象(2)に記載されているとおり、会社は、2021年3月25日開催の取締役会において第三者割当による第2回新株予約権の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年3月30日

株式会社アマガサ
取締役会 御中

海南監査法人

東京都渋谷区

指 定 社 員 公認会計士 溝 口 俊 一 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 仁戸田 学 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アマガサの2020年2月1日から2021年1月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2016年1月期以降、継続的な売上高の減少傾向にあり、当事業年度においても新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を強く受けたことが重なり、営業損失785,183千円及び当期純損失784,334千円を計上し、引き続き金融機関から借入金の返済期限について条件変更契約を締結する等の支援を受けている状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 重要な後発事象(1)に記載されているとおり、2021年2月25日に第1回新株予約権の一部行使が行われた。
2. 重要な後発事象(2)に記載されているとおり、会社は、2021年3月25日開催の取締役会において第三者割当による第2回新株予約権の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年2月1日から2021年1月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年 3 月31日

株 式 会 社 ア マ ガ サ 監 査 役 会
常 勤 監 査 役 池 田 か お る ㊟
社 外 監 査 役 遠 野 栄 治 ㊟
社 外 監 査 役 塩 月 潤 道 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 今後の事業の展開に備えて、現行定款第2条(目的)について事業目的を追加し以降の号数の繰り下げを行い、併せて字句表現の変更を行うものであります。

(2) 当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第6条(発行可能株式総数)について、発行可能株式総数を現行の6,400,000株から2021年3月24日時点の発行済株式の総数3,770,000株の4倍に相当する15,080,000株に変更するものであります。

(3) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、現行定款第24条(選任)及び第25条(任期)について補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目 的)	(目 的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
<u>1.</u> 婦人靴、紳士靴の卸業及び小売業	<u>1.</u> 婦人靴及び紳士靴の卸業及び小売業
<u>2.</u> 靴及び履物の製造並びに販売	<u>2.</u> 靴及び履物の製造及び販売
<u>3.</u> 不動産の賃貸借	<u>3.</u> (現行どおり)
<u>4.</u> 靴、服飾雑貨、生活雑貨等の仕入及び販売	<u>4.</u> 靴、服飾雑貨及び生活雑貨等の仕入及び販売
<u>5.</u> フットケア等のリラクゼーション施設の運営、管理	<u>5.</u> フットケア等のリラクゼーション施設の運営及び管理
(新設)	<u>6.</u> 健康食品等の製造、仕入及び販売
(新設)	<u>7.</u> 化粧品等の製造、仕入及び販売
(新設)	<u>8.</u> 美容器具製品の仕入及び販売
(新設)	<u>9.</u> 時計及び貴金属の仕入及び販売
(新設)	<u>10.</u> 美術品の仕入及び販売
(新設)	<u>11.</u> アパレル商品の企画、製造及び販売
(新設)	<u>12.</u> デジタルコンテンツの企画、製作及び販売

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	13. <u>貿易業及び貿易に関するコンサルティン</u> <u>グ業</u>
(新設)	14. <u>労働者派遣業及び有料職業紹介業</u>
(新設)	15. <u>芸能人、モデル、音楽家、映画監督、</u> <u>脚本家、演出家及びスポーツ選手等</u> <u>の育成及びマネージメント</u>
(新設)	16. <u>古物商</u>
<u>6</u> 前各号に附帯関連する一切の事業	17. 前各号に附帯関連する一切の事業
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>6, 4 0 0, 0 0 0株とする。</u>	第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1 5, 0 8 0, 0 0 0株とする。</u>
第 5 章 監査役及び監査役会	第 5 章 監査役及び監査役会
(選任)	(選任)
第 2 4 条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	第 2 4 条 (現行どおり)
(新設)	② <u>当会社は、会社法第 3 2 9 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>
(新設)	③ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(任期) 第 2 5 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。	(任期) 第 2 5 条 (現行どおり) ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。<u>ただし、前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>

第2号議案 第三者割当による第2回新株予約権発行の件

当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下「マイルストーン社」といいます。）、アドミラルキャピタル株式会社（以下「アドミラル社」といいます。）、株式会社みらい知的財産技術研究所（以下「みらい知財社」といいます。）、株式会社ジオブレイン（以下「ジオブレイン社」といいます。）、株式会社Caia Project（以下「Caia Project社」といいます。）、株式会社ジャパンシルバーフリース（以下「ジャパンシルバーフリース社」といいます。）に対して、下記1の要領にて、第三者割当により新株予約権を発行すること（以下「本新株予約権」といいます。）を決議いたしました。が、本議案の新株予約権のすべてが行使された場合、当社普通株式は25%以上の大規模な希薄化となるため、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、本株主総会にて、本割当先に対して第三者割当による新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案の承認に係る効力の発生は、第1号議案が承認可決されることを条件といたします。

1. 募集の概要及び発行する新株予約権の内容

(1) 割当日	2021年4月28日
(2) 新株予約権の総数	480個
(3) 発行価額	総額7,920,000円 (新株予約権1個につき16,500円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	4,800,000株 (新株予約権1個につき10,000株)
(5) 資金調達の額	1,371,120,000円 (差引手取概算額:1,363,120,000円) (内訳) 新株予約権発行による調達額 : 7,920,000円 新株予約権行使による調達額: 1,363,200,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。

(6) 行使価額及び行使 価額の修正条件	当初行使価額284円 本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により、行使価額の修正を行うことができるものとします。これに基づき行使価額の修正が決議された場合、適時開示致します。当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。なお、行使価額の修正後の新たな修正は、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとします。 なお、修正後の行使価額が158円（以下「下限行使価額」といいます。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、本新株予約権を、マイルストーン社に200個（2,000,000株）、アドミラル社に120個（1,200,000株）、みらい知財社に80個（800,000株）、ジオブレイン社に30個（300,000株）、Caia Project社に30個（300,000株）、ジャパンシルバーフリース社に20個（200,000株）それぞれ割当てます。

(8) その他	① 取得条項 本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の1年後の日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知したうえで、本新株予約権1個当たり16,500円の価額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。 ② 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。また、本割当契約には、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、割当契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継させることを条件とする旨が定められることを予定しております。 ③ その他 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力が発生していること並びに本株主総会において本第三者割当の議案及び発行可能株式総数の増加を含む定款一部変更の議案が承認されることを条件とします。
---------	--

2. 本新株予約権の発行の目的及び理由

当社グループは、当社（株式会社アマガサ）及び子会社（天笠靴業（上海）有限公司）により構成されており、ノンレザー素材（天然皮革以外の素材の総称）を用いた婦人靴のデザイン・企画、卸事業、小売事業をしております。当社は、35年前にオリジナルブランド「JELLY BEANS」（ジェリー・ビーンズ）を発表して以来、若年女性を中心に高い支持を得ることができ、大手靴小売業や靴専門店への卸事業を主軸に、百貨店、アパレルショップ等の取引先店頭や直営店舗等のさまざまな販売チャネルを通じて販売し、2016年1月期には売上高7,269百万円、当期純利益47百万円に達し順調に成長しておりました。

しかしながら、その後の婦人靴市場を取り巻く環境は徐々に悪化しました。地方経済の衰退、消費者の節約志向やEC専門事業者の台頭により価格競争が激化し、卸先である専門店は、廃業または大手小売に吸収されるなどして減少したため、利益の柱であった卸事業の売上の減少は止まりませんでした。さらに小売事業においても、これまで出店の引き合いがあった場合に受動的に検討しており、当社商品群と出店先の消費者選好の分析が十分ではなく、競争力の劣化により採算性の悪さが顕在化し、複数の店舗において投資費用の回収が困難となり収益を圧迫しました。こうした状況を改善するために、当社は、収益改善戦略（利益率の改善、販売機会ロスの低減、非効

率な在庫処理、予算と戦略のギャップの分析と解消、不明確なブランディングの修正、全社的な大胆なコスト削減等）を策定し実施してきましたが、当社の主力事業である卸事業及び小売事業の売上減少を止めることはできず、2017年1月期（売上高6,569百万円、当期純損失436百万円）、2018年1月期（売上高5,902百万円、当期純損失80百万円）、2019年1月期（売上高5,281百万円、当期純損失825百万円）に大幅な当期純損失を計上することとなりました。

このような状況下において、当社は、取引金融機関の支援を受けることが必然となったため、不採算店舗の整理、物流体制の見直しによって余剰化した不動産の処分や、本社要員を中心とするリストラによる抜本的な収益改善策及び、収益改善策が奏功しなかった場合に備えて、外部資本による支援も並行して検討することを計画し、立案しました。取引金融機関と協議を重ねた結果、それらの改善計画を実施することを条件に、2019年5月に一定期間の元本返済猶予を受けることができました。当社は、この改善計画に基づき、人件費を圧縮し、小売事業とEC事業の物流を外部委託することにより余剰化した不動産を売却し、その代金により弁済を実施し、金融機関債務を圧縮することができましたが、当社の主力事業の売上減少を止めることはできず、2020年1月期（売上高4,803百万円、親会社株主に帰属する当期純損失254百万円）においても、大幅な当期純損失を計上するに至りました。

この結果を踏まえて、当社は、創業以来の卸事業及び小売事業での成功体験から脱却し、経営の抜本的な変革を行うことが企業存続の絶対条件であると判断したことから、2020年1月にマイルストーン社及び株式会社ストライダーズ（本店所在地：東京都港区新橋五丁目13番5号、代表取締役社長 早川 良太郎、以下「ストライダーズ社」といいます。）に対して第1回新株予約権の発行による資金調達を実施、同年4月には代表取締役の交代を実施する等、抜本的な経営変革として事業施策や財務施策を実施してまいりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、企業改革は立ち上がりから苦難を強いられ卸事業における取引先への販売売上高及び小売事業における店舗売上高が激減したため、2021年1月期においても、当初予定を大きく下回る売上高2,385百万円、当期純損失786百万円を計上するに至り継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が続いております。

資金面においては、上述の2020年1月に第1回新株予約権の発行（新株予約権350万個、350万株相当）による資金調達を実施いたしました。2021年2月末時点における行使状況は、ストライダーズ社55万個（55万株相当、残存新株予約権165万個、165万株相当）、マイルストーン社130万個（130万株相当）となっており、現時点における第1回新株予約権の発行による調達額は総額488百万円、未調達金額の総額は420百万円となっております。なお、第1回新株予約権を保有するストライダーズ社は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、主力事業であるホテル運営部門の不振が続いております。その影響により、第1回新株予約権の追加行使の時期に関しては現在未定となっております。そして、第1回新株予約権行使によって調達した資金は、2020年4月の緊急事態宣言による全店舗休店という事態に伴い、営業キャッシュ・フローの赤字を補填するために費消しております。なお、第1回新株予約権行使により調達した資金については、2021年2月12日に「第1回新株予約権の資金使途変更に関するお知

らせ」にて資金使途変更を公表しており、充当実績は以下のとおりです。なお、未充当の合計金額は420百万円となっております。

(単位：百万円)

資金使途	当初資金使途金額 (支出予定時期)	変更後資金使途金額 (支出予定時期)	充当実績 (2021年2月末日時点)
①運転資金	100 (2020年3月 ～2021年1月)	648 (2020年3月 ～2022年2月)	352
②不採算店舗の撤退及 び店舗改装費用	80 (2020年3月 ～2020年12月)	80 (2020年3月 ～2021年9月)	64
③EC事業の強化及びプ ロモーション費用	100 (2020年3月 ～2021年5月)	100 (2020年3月 ～2021年12月)	12
④人員の再配置に伴う 費用	20 (2020年3月 ～2020年12月)	60 (2020年3月 ～2021年5月)	60
⑤海外メーカー選定の ための調査費用	20 (2020年3月 ～2021年5月)	20 (2020年3月 ～2021年9月)	0
⑥有利子負債弁済資金	588 (2021年5月 ～2022年5月)	—	—

さらに新型コロナウイルス感染拡大による業績悪化に対応するため、2020年7月に株式会社商工組合中央金庫から「新型コロナウイルス感染症特別貸付」として300百万円を調達しました。これらの調達資金については2020年4月の緊急事態宣言により全店舗休店となったため、当該事態への対応のための販管費に充当いたしました。なお、これらの調達資金は同目的のため、全額費消しております。これにより、当社の2021年1月末の有利子負債は857百万円となり、流動負債に518百万円、固定負債に338百万円が計上されております。各金融機関との関係は継続して良好であり、今後も金融支援を受けられる状況であるとの認識でおりますが、有利子負債過多の状況であり、コロナ禍終息の目途が依然不透明な状況であることを鑑みると、今後も経営の安定を目指す上で、運転資金の確保及び更なる経営変革を実施する目的として、新株予約権発行による資金調達を行うことといたしました。また、2021年1月末の純資産は66百万円、自己資本比率は4.7%となっており、今後の業績予想は未定ではありますが、2021年1月末からさらに減少し、債務超過に陥る可能性があります。本新株予約権発行による資金調達は、債務超過の回避及び自己資本比率の改善も図れるものと考えております。

なお、本新株予約権には、上記「1. 募集の概要及び発行する新株予約権の内容」に記載のとおり、既存株主の皆様の株式価値の希薄化抑制を図りつつ、機動的な資金調達を実行することを目的とするため、「(8) その他」に記載の仕組みが設定されております。具体的には、同①記載の「取得条項」の仕組みにより、当社は取得決議を行うことを通じて、当社の事業状況にあわせて将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得決議に基づき本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することが

でき、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。さらに、同②記載の「譲渡制限」の仕組みにより、本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、割当契約には、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、割当契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継させることを条件とする旨が定められることを予定しております。

このような仕組みに加え、上記「1. 募集の概要及び発行する新株予約権の内容」 「(6) 行使価額」記載のとおり、行使価額は当初固定されておりますが、当社は行使価額修正決議を行うことを通じて、株価上昇時には資金調達金額の増加、株価下落時には調達金額が減少する可能性はあるものの、資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となります。また、当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。銀行借入による資金調達は、返済猶予を取り金融機関にお願いしている中では現実的な選択肢ではなく、また自己資本比率の低下を招くとの理由から、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融による資金調達方法を選択し、その検討を行いました。その検討において、公募増資については、調達に要する時間及びコストが第三者割当増資より割高であること、また、第三者割当増資による新株式の発行については、将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こし、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、主要取引先を中心に第三者割当増資による新株式の発行の検討を行いました。引受の了承を得られる先を見出すことは困難でありました。したがって、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

以上より、当社は、資金調達を実施するにあたり、このような仕組みにより第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	1,371,120,000円
内訳（新株予約権の発行による調達額）	7,920,000円
（新株予約権の行使による調達額）	1,363,200,000円
発行諸費用の概算額	8,000,000円
差引手取概算額	1,363,120,000円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用2,000,000円、登記費用関連費用1,500,000円、その他諸費用（弁護士費用・株式事務手数料・外部調査費用）4,500,000円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用及び株式事務手数料は減少します。

3. 行使価額が修正又は調整された場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額1,363,120,000円については、①運転資金、②不採算店舗の撤退及び店舗改装費用、③事業領域拡大資金、④有利子負債弁済資金に充当する予定です。具体的な内訳は以下のとおりです。

具体的な使途	金 額 (百万円)	支出予定時期
① 運転資金	763.12	2021年4月～2024年4月
② 不採算店舗の撤退及び店舗改装費用	100	2021年4月～2022年7月
③ 事業領域拡大資金	250	2021年4月～2024年4月
④ 有利子負債弁済資金	250	2021年9月～2024年4月

- (注) 1. 今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社金融機関普通預金口座にて管理することとしています。
2. 各資金使途の優先順位としては、現時点における優先順位の順に上から記載しており、優先順位の高位から順次充当して参りますが、今後の状況に応じ、適宜見直しを行う可能性があります。調達する資金の額が、上記④有利子負債弁済資金250百万円に満たない場合は、金融機関との交渉を含め、代替資金調達手段を検討して実施する可能性があります。また、上記③事業領域拡大資金250百万円、及び、上記②不採算店舗の撤退及び店舗改装費用100百万円に満たない場合には、それぞれの規模の縮小及び変更又は代替資金調達手段を検討して実施する可能性があります。さらに、上記①運転資金とする763.12百万円に満たない場合には、当社手続資金の充当、又は代替資金調達手段を検討して実施する可能性があります。
3. 2021年2月12日に「第1回新株予約権の資金使途変更に関するお知らせ」で開示いたしました資金使途金額変更項目と重複する資金使途項目「運転資金」があります。コロナ禍終息の目途が依然不透明な状況であり、当社業績悪化に備えること及び当社第1回新株予約権を保有しているストライダーズ社の行使時期が未定であることを考慮した上での資金使途となります。

- ① 調達資金のうち763.12百万円を運転資金として、商品仕入代金、販売費及び一般管理費等の支払いに充当いたします。
- ② 調達資金のうち不採算店舗の撤退及び店舗改装費用として合計100百万円充当いたします。内訳としましては、2021年1月期事業年度において8店舗（期末日退店店舗を含む）を閉鎖しましたが、今後新型コロナウイルス感染拡大による販売不振に備え、5店舗の閉鎖を検討しております。今後、賃借人との交渉等により詳細が確定する予定ですが、原状回復費用、違約金等含めて30百万円を予定しております。
- 加えて、当社の既存店舗においては、今後の当社の事業領域拡大に併せて、店舗改装等を行い集客力の改善を行う予定であります。その資金として70百万円充当いたします。
- ③ 調達資金のうち事業領域拡大資金として250百万円を充当いたします。当社は、当社の主力事業である卸事業及び小売事業の抜本的な変革を進めてきている中、新型コロナウイルス感染拡大による更なる業績悪化に備えて、更なる抜本的な変

革が企業存続に必要であると考えております。

当社の既存店舗及びE C事業において、当社のオリジナルブランド「JELLY BEANS」（ジェリー・ビーンズ）を支持していただいている若年女性をターゲットとした新規商材及び海外ブランド等の商材の取り扱いを検討しております。また、ターゲット層をより拡大していくための商材の取り扱い等も検討しております。特に国内においてはニッチ市場への展開を検討しており、1月末に元バスケット日本代表の中川聡乃氏の監修による高身長的女性向けのブランド「J B A K I N O」を立ち上げサイズの大きな女性向けにファッションセンス溢れる商品提供を図るため、ニッチ市場展開の新規出店資金として32百万円、3年分の家賃として72百万円の合計104百万円を充当いたします。

加えて、当社商材の積極的な海外市場での販売を計画しており、市場調査を行っておりますが、既に提携している企業との協議を更に深め、本格的な当社商材の販売を実施していく予定です。具体的にはインドネシアでは、同国でE Cサイトの運営支援を行っているPT EGOGO HUB INDONESIA（代表者：CEO Benny Tanadi、住所：Jl. Pantai Indah Selatan, Rukan Elang Laut Boulevard Blok F. No 1-2, Pantai Indah Kapuk Jakarta Utara, Indonesia）と提携し、本年春先から当社商品をサンプル出荷いたします。そのためのインドネシアでのE Cサイトの立ち上げ費用及び3年間の運営費用として19百万円、3年間の広告費用として24百万円の合計43百万円を充当いたします。

また台湾においては、越境E C支援企業である株式会社アジアブリッジ（本社：東京都千代田区岩本町3-4-3、代表取締役社長 阪根嘉苗）と提携し、一度撤退した台湾市場に越境での商品出荷を予定しております。そのための台湾越境E Cサイトの立ち上げ費用及び3年間の運営費用として37百万円、3年間の広告費用として30百万円の合計67百万円を充当いたします。このほか、今後富裕層を対象にしたオーダーシューズ事業に36百万円を充当します。

当社は、現在、取引金融機関より557百万円の元本返済猶予の支援を受けております。2021年8月以降、金融機関との取引正常化に向けての返済条件について協議を行う必要があります。コロナ禍の影響が今期の販売状況にどのようなインパクトがあるか見極めつつ、資金計画に齟齬がないよう運営して参ります。また、金融機関からの継続的な支援を期待しておりますが、協議状況と当社の営業状況によっては、調達した資金のうち250百万円につきましては、今後の当社資金計画を考慮した上で、借入金の返済に充当するかを検討する予定です。現時点においては、支出予定は確定しておりませんが、返済条件の協議時点で、当社の事業収支及び運転資金に余裕があると当社が判断した場合には有利子負債返済に充当し、運転資金に余裕がないと当社が判断した場合には、金融機関の理解を得ながら運転資金に充当する予定であります。なお、資金使途に変更が生じた場合には、その経過を順次開示いたします。

す。借入金の概要は下表のとおりです。

(2021年3月24日現在)

借入先	株式会社三菱UFJ銀行
借入実行日	2014年3月6日～2017年2月17日
借入期間	7年
当初借入金額	750百万円
借入残額	218百万円
利率	1.475%
担保	無し
資金使途	長期運転資金

借入先	株式会社みずほ銀行
借入実行日	2020年3月31日
借入期間	1年1ヵ月
当初借入金額	342百万円
借入残額	206百万円
利率	1.475%
担保	無し
資金使途	長期運転資金

借入先	株式会社三井住友銀行
借入実行日	2016年8月23日～2017年7月31日
借入期間	5年
当初借入金額	200百万円
借入残額	116百万円
利率	1.475%
担保	無し
資金使途	長期運転資金

借入先	朝日信用金庫
借入実行日	2015年3月20日
借入期間	6年
当初借入金額	100百万円
借入残額	16百万円
利率	1.475%
担保	無し
資金使途	長期運転資金

2021年度新型コロナウイルス感染症危機対応融資

借入先	株式会社商工組合中央金庫
借入実行日	2020年7月30日
借入期間	10年（当初1年間は元金据置期間）
当初借入金額	300百万円
借入残額	300百万円
利率	0.21%～1.11%（利子補給率を加味した実質金利）
担保	無し
資金使途	長期運転資金

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当すること

により、経営再建を目指すことが可能となるとともに、財務体質の改善が図られ、ひいては当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと考えており、その資金使途は合理的であると判断しております。

５．割当予定先の概要

①マイルストーン社の概要

(1) 名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区大手町一丁目６番１号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦
(4) 事業内容	投資事業
(5) 資本金	10百万円
(6) 設立年月日	2012年２月１日（注）
(7) 発行済株式数	200株
(8) 決算期	１月31日
(9) 従業員数	４人
(10) 主要取引先	株式会社ＳＢＩ証券
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行
(12) 大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%
(13) 当事会社間の関係	
資本関係	当該会社は当社普通株式を600,000株保有しております。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

（注）マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、2012年２月１日にマイルストーン・アドバイザリー株式会社（2009年２月設立、旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）による新設分割により設立されております。

②アドミラル社の概要

(1) 名称	アドミラルキャピタル株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区内幸町一丁目３番３号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 木下 玲子
(4) 事業内容	投資ファンドの運用・管理
(5) 資本金	3,000万円
(6) 設立年月日	2006年６月１日
(7) 発行済株式数	1,000株
(8) 決算期	３月末

(9)	従業員数	4名
(10)	主要取引先	一般投資家
(11)	主要取引銀行	株式会社みずほ銀行
(12)	大株主及び持株比率	株式会社D o フィナンシャルサービス 100%
(13)	当事会社間の関係	
	資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

③みらい知財社の概要

(1)	名称	株式会社みらい知的財産技術研究所
(2)	所在地	東京都新宿区四谷本塩町4番41号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高科 博之
(4)	事業内容	先行技術・特許・技術調査事業、知的財産ソリューション事業
(5)	資本金	24百万円
(6)	設立年月日	2010年3月18日
(7)	発行済株式数	37,000株
(8)	決算期	3月末日
(9)	従業員数	90名
(10)	主要取引先	特許庁、発明推進協会等
(11)	主要取引銀行	株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行
(12)	大株主及び持株比率	合同会社ブレインフューチャー 48.74% 株式会社ストライダーズ 42.18% (東証JASDAQ上場)
(13)	当事会社間の関係	
	資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社代表取締役社長早川良一が、取締役会長を兼務しております。この他に、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

④ジオブレイン社の概要

(1) 名称	株式会社ジオブレイン
(2) 所在地	東京都品川区東五反田 5-25-19 東京デザインセンター 3F
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 南部 隆宏
(4) 事業内容	セールスプロモーション事業
(5) 資本金	85,000千円
(6) 設立年月日	2004年4月9日
(7) 発行済株式数	4,130株
(8) 決算期	3月末
(9) 従業員数	71名
(10) 主要取引先	凸版印刷株式会社 イオンクレジットサービス株式会社
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行、株式会社三菱UFJ銀行
(12) 大株主及び持株比率	株式会社ヤスキ (18.2%) 南部 隆宏 (13.3%)
(13) 当会社間との関係	
資本関係	当会社は当社普通株式を50,000株保有しております。また、当社の関係者及び関係会社と当会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と当会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と当会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	当会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

⑤Caia Project社の概要

(1) 名称	株式会社Caia Project
(2) 所在地	京都府京都市上京区田中町444番地1
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 實方 玲子
(4) 事業内容	翻訳業、通訳業・貿易に関するコンサルティング等
(5) 資本金	10,000千円
(6) 設立年月日	2010年3月15日
(7) 発行済株式数	1,000株
(8) 決算期	8月末
(9) 従業員数	4名
(10) 主要取引先	一般顧客
(11) 主要取引銀行	株式会社みなと銀行
(12) 大株主及び持株比率	實方 玲子 (97.5%)
(13) 当会社間との関係	
資本関係	当社と当会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。

人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への 該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

⑥ジャパンシルバーフリース社の概要

(1) 名称	株式会社ジャパンシルバーフリース
(2) 所在地	大阪市西区南堀江1丁目21番4号 JSビル
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 福光 一七
(4) 事業内容	毛皮、レザー、布帛、ニット、ダウン、バックなどのOEM/ODM 毛皮付属製造輸入卸
(5) 資本金	2,500万円
(6) 設立年月日	1978年5月24日
(7) 発行済株式数	50,000株
(8) 決算期	3月末
(9) 従業員数	18名
(10) 主要取引先	三井物産インター ファッション株式会社・丸紅ファッション リンク株式会社・三菱商事ファッション株式会社・田村駒株 式会社・株式会社TSIホールディングス・株式会社ワールド 小売店 等
(11) 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行、株式会社徳島大正銀行、株式会社ト マト銀行
(12) 大株主及び持株比率	株式会社ジェイジェイ (40.0%)、福光 大輔 (20.4%)、福光 一七 (14.4%)
(13) 当事会社間の関係	
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への 該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額の決定に際して、公正性を期すため、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関3-2-5 代表取締役 野口 真人）（以下「ブルータス社」といいます。）に対して本新株予約権の発行価額の算定を依頼しております。ブルータス社は、本新株予約権の発行価額の算定に際し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定し、当社は、当該算定結果の記載された算定結果報告書を取得しております。

ブルータス社は、この算定において、当社取締役会が本新株予約権の発行を決議した決議日の直前営業日である2021年3月24日の東京証券取引所における当社株価の終値315円、ボラティリティ59.69%、普通株配当0円、無リスクレート▲0.127%や、本新株予約権の発行要項及び本割当契約に定められた諸条件（行使価額284円/株、行使期間3年）を考慮し、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。当社は、ブルータス社から、当該算定結果の記載された新株予約権評価報告書を取得しており、当該報告書における本新株予約権1個あたりの公正価値評価額は16,500円です。

そこで、当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、発行価額を、公正価値評価額と同額の1個当たり16,500円と決定いたしました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、本新株予約権の当初行使価額は、284円に金額を設定しております。本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（2021年3月24日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値315円を参考として、終値から10%ディスカウント（1円未満端数切上げ）した284円に決定いたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1ヵ月間の終値平均310.4円に対するディスカウント率は8.51%、当該直前営業日までの3ヵ月間の終値平均326.6円に対するディスカウント率は13.04%、当該直前営業日までの6ヵ月間の終値平均319.4円に対するディスカウント率は11.08%となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近数ヵ月間の当社株価の動向を考慮した結果、過去1ヵ月平均、3ヵ月平均、6ヵ月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の

市場価格として当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

なお、当初行使価額を前日終値に対しディスカウントを行いましたのは、当社が割当予定先と慎重な交渉を重ねた上で、他社事例も参考に決定いたしました。

当社取締役会といたしましては、本新株予約権の発行条件につき十分に討議、検討を行った結果、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法であるとの判断のもと、決議に参加した取締役全員の賛成により、決議いたしました。なお、当社代表取締役社長の早川良一は、割当予定先であるみらい知財社の取締役会長及びみらい知財社のその他の関係会社であるストライダーズ社の取締役会長をしておりますが、当社としては特別利害関係ありと解釈して、同人は上記決議に参加しておりません。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）で構成される当社監査役会より、監査役3名全員一致で、当社の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案しても、当該発行価額が、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は4,800,000株であり、2021年3月24日現在の当社発行済株式総数3,770,000株に対し127.32%（2021年3月24日現在の当社議決権個数37,125個に対しては129.29%）の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

また、本新株予約権の発行及び第1回新株予約権の潜在株式による希薄化の規模に関しましては、当社株式の直前1年間の1日当たりの平均出来高32,199株に対して、本新株予約権の行使及び第1回新株予約権の潜在株式の行使による合計株式数6,450,000株を本新株予約権の行使期間3年間（735営業日と仮定）で均等に株式を売却していくと仮定した場合、1日当たりの売却株式数は8,776株となり、当社株式の1年間の1日当たりの平均出来高の27.25%となります。これを踏まえますと、本新株予約権の発行による株価への影響が発生する可能性があります。しかしながら、各割当予定先の本新株予約権の行使により発行される株式の保有方針は純投資であり、保有する株式を売却することが前提となっているものの、各割当予定先が当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う方針である旨の表明を各割当予定先から受けております。また、交付した株式が適時適切に市場に売却されることにより当社株式の流動性の向上が見込まれること、及び本新株予約権により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載の使途に充当することにより、経営再建を目指すことが可能となるとともに、

財務基盤の改善が図られ、ひいては当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと考えております。

そのため、本新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断しておりますが、本新株予約権の発行は、既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化を生じさせる内容であるため、本株主総会において、本新株予約権発行の規模を含めた発行条件について、既存株主の皆様によるご承認をいただくことを条件としております。

なお、割当予定先は当社の資金需要について理解しており、当社としては、割当予定先において、即時の売却を前提としない場合においても一定の行使は進むと想定はしておりますが、市場環境等の事情により権利行使が進まない可能性があります。

第3号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（4名）は任期満了となります。つきましては、取締役4名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	はや かわ りょう いち 早 川 良 一 (1955年1月9日)	1977年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会 社新生銀行）入行 1995年9月 同行アジア部参事役 1998年11月 日本コンピュータシステム株式会社経 営企画室長 2007年4月 株式会社ブイ・エル・アール（現M&A グローバル・パートナーズ株式会社） 代表取締役（現任） 2009年2月 株式会社トラストアドバイザーズ取締 役（現任） 2012年3月 モバイルリンク株式会社取締役（現 任） 2012年5月 有限会社増田製麺取締役（現任） 2013年3月 成田ゲートウェイホテル株式会社代表 取締役（現任） 2014年6月 株式会社倉敷ロイヤルアートホテル代 表取締役（現任） 2017年8月 PT. CITRA SURYA KOMUNIKASI取締役 （現任） 2017年12月 株式会社みらい知的財産技術研究所取 締役（現任） 2019年6月 株式会社ストライダーズ取締役会長 （現任） 2020年4月 当社代表取締役社長（現任）	—
2	いち かわ ゆう じ 市 川 裕 二 (1974年12月22日)	1999年1月 当社入社 2009年7月 当社経理部長 2015年4月 当社取締役 2016年2月 当社管理本部長兼財務経理部長 2018年4月 当社代表取締役副社長兼管理本部長兼 財務経理部長 2018年6月 当社代表取締役副社長財務経理担当財 務経理部長 2019年4月 当社取締役管理系業務担当財務経理部 長（現任）	3,300株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	たか はし たか ゆき 高 橋 隆 行 (1964年 8 月25日)	1989年 4 月 株式会社ダイエー入社 1994年12月 当社入社 2004年 1 月 当社仕入部長 2006年 1 月 当社執行役員仕入部長 2010年 4 月 当社取締役仕入部長 2013年 2 月 当社取締役海外仕入部長 2019年 6 月 当社退社 2020年 4 月 当社取締役 (現任)	3,000株
4	あら い ゆう いち ろう 新 井 雄 一 郎 (1985年11月19日)	2008年 4 月 オリックス株式会社入社 2013年 4 月 川越市役所入庁 2015年 7 月 公益財団法人日本生産性本部入社 2016年11月 税理士法人エルム入社 2018年 7 月 株式会社YK Asset Solutions代表取締 役 (現任) 2020年 4 月 当社取締役 (現任) 2020年 6 月 成田空港商事株式会社取締役 (現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 新井雄一郎氏は社外取締役候補者であります。
3. 新井雄一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、これまでに経営戦略の企画・立案及び税務の実務に従事し、幅広い経験と知見を有しており、取締役会の審議においても適宜助言や提言を行っていただいております、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。同氏が社外取締役に再任された場合は、引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。
4. 当社は新井雄一郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額までに限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、契約を継続する予定であります。
5. 当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。なお、保険料は被保険者が一部負担しております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 新井雄一郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として指定する予定であります。
7. 新井雄一郎氏は現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役速野栄治氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、角田亮氏は退任監査役の補欠であり、その任期は当社定款の定めにより、退任監査役の残任期間となります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
※ つのだりょう 角田亮 (1963年9月28日)	1988年2月 株式会社地域科学研究会入社 1990年5月 株式会社クリエイティブネクスス入社 1997年3月 フリーランスとしてテレビ番組演出業務に従事 2005年7月 タウンテレビジョンIP放送網株式会社入社 2008年4月 株式会社アートパリエトップ入社 2012年1月 フリーランスとしてライター業務・編集業務に従事(現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※の候補者は新任候補者であります。
3. 角田亮氏は社外監査役候補者であります。
4. 角田亮氏を社外監査役候補者とした理由は、商品販売力を強化するなかで、メディア領域の比重が増しているところから、同氏の長年にわたるメディア業界に従事し培った豊富な経験と幅広い知識を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断したためであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
5. 当社は角田亮氏が選任された場合は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額までに限定する契約を締結する予定であります。
6. 当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。なお、保険料は被保険者が一部負担しております。候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 角田亮氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
たか はし こう じ 高 橋 浩 司 (1965年 1 月 27 日)	1988年 4 月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行 2003年 9 月 中小企業診断士登録 2005年 7 月 高橋ビジネスプランニング代表（現任） 2017年12月 発電機負荷試験テクノ株式会社代表取締役（現任） 2020年 3 月 合同会社BCPホールディングス代表社員（現任）	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高橋浩司氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 高橋浩司氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、また中小企業診断士としての専門的な知識を当社の監査体制に活かしていただけのものと判断したためであります。
4. 当社は高橋浩司氏が監査役に就任した場合は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額までに限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。なお、保険料は被保険者が一部負担しております。候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 高橋浩司氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

(別紙)

株式会社アマガサ第2回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社アマガサ第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金1,371,120,000円
3. 申込期間 令和3年4月 28日
4. 割当日及び払込期日 令和3年4月 28日
5. 募集の方法
第三者割当の方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に200個（2,000,000株）、アドミラルキャピタル株式会社に120個（1,200,000株）、株式会社みらい知的財産技術研究所に80個（800,000株）、株式会社ジョブレインに30個（300,000株）、株式会社Caia Projectに30個（300,000株）、株式会社ジャパンシルバーフリースに20個（200,000株）、合計480個（4,800,000株）を割り当てます。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式4,800,000株とする。（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は10,000株とする。）但し、本項第(2)号及び第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の運用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 480個
8. 本新株予約権の払込金額
本新株予約権1個当たり 金16,500円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額又は算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの財産の額（以下「行使価額」という。）は、284円とする。但し、第11項に定めるところに従い調整されるものとする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 当社は、原則として、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。本号に基づき行使価額

の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。なお、行使価額の修正後の新たな修正は、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとする。

- (2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が158円（以下「下限行使価額」という。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）、調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額の差が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を引いた額を使用する。
- (4) その他
- ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券所JASDAQグロース市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の有する当社普通株式を控除した数とする。また本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使期間
- 令和3年4月29日から令和6年4月28日の期間とする。但し、第14項「本新株予約権の取得」に従い当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使条件
- 本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の1年以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知したうえで、本新株予約権1個当たり16,500円の価額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。
15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会

社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。
 - (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
 - (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
 - (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
 - (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
第12項ないし第15項、第17項及び第18項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
 - (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。
16. 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
17. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
19. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する者は、当社の定める行使請求書に必要事項を記載しこれに記名捺印したうえ、第12項に定める行使期間中の取引日に第20項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求受付日（行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日の直後に到来する取引日15時までに当該行使請求にかかる出資金総額の指定口座への入金当社により確認された場合には、当該取引日とし、当該確認が当該取引日15時以降になった場合には当該取引日の翌取引日とする。）に発生する。
 - (3) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができず、直ちに、当該行使請求にかかる出資金総額を指定口座への振り込むものとする。
20. 行使請求受付場所
株式会社アマガサ 財務経理部
21. 払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 雷門支店

22. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

23. 新株予約権者に対する通知

本新株予約権の新株予約権者に対し通知する場合、電子公告により行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて新株予約権者に対し直接に通知する方法によることができる。

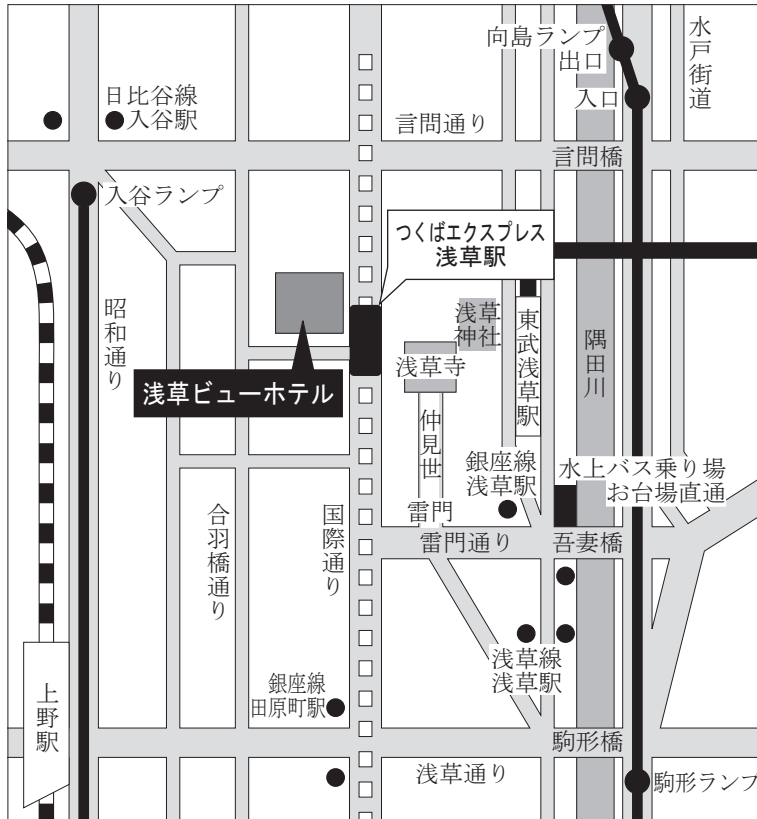
24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生及び2021年4月27日開催予定の当社定時株主総会において本第三者割当増資の議案が承認されることを条件とする。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 4階 飛翔の間



首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス「浅草駅」	直結
東京メトロ銀座線「田原町駅」	徒歩7分
東京メトロ銀座線・都営浅草線「浅草駅」	徒歩10分
東武鉄道・東武スカイツリーライン「浅草駅」	徒歩10分
JR「上野駅」	タクシー5分